

加須市立学校給食センター運営委員会名簿

No.	氏名	役職名	規則第3条 選出区分
1	小林麻紀子	加須幼稚園 P T A 会長	1
2	木村さおり	高柳小学校 P T A 会長	1
3	本庄英明	昭和中学校 P T A 会長	1
4	加藤 誠	学校 医 代表	2
5	新井裕之	学校 歯科 医 代表	2
6	加茂 仁	学校 薬剤師 代表	2
7	大浜万知子	加保 須 保 健 部 所長 保健 予防 推進 担当	3
8	吉澤君子	加須市食生活改善推進員協議会会長	4
9	武内知江美	大越幼稚園 園長	5
10	藤間昌子	三俣小学校 校長	5
11	山村一久	北川辺中学校 校長	5
12	野澤寛之	種足小学校 教頭	5
13	飯田宏美	大桑幼稚園 主幹兼副園長	5
14	服部 愛	水深小学校 教諭	5
15	檜山貴子	加須西中学校 教諭	5
16	野口亜希子	種足小学校 養護教諭	5
17	藤原 豊	(株)かぞ農業公社代表取締役	6
18			

○加須市立学校給食センター運営委員会規則

平成22年3月23日

教委規則第24号

改正 平成31年4月26日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市立学校給食センター条例（平成22年加須市条例第83号）第7条の規定に基づき、加須市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 委員会の事務所は、加須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）内に置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
- (3) 市以外の関係行政機関の職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 幼稚園、小学校及び中学校の教職員
- (6) 教育委員会が必要と認める者

(平成31教委規則5・全改)

(職務)

第4条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 年間事業計画に関すること。
- (2) 給食費に関すること。
- (3) その他加須市立学校給食センターの運営上必要と認めた事項

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成31教委規則5・一部改正)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成31年教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員(市議会議員の身分を有していた者を除く。)は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員とみなす。

令和6年度学校給食実施計画（案）

別紙4「加須市立学校給食センターが行う給食の実施基準」に基づき、令和6年度学校給食実施計画を以下のとおり定める。

1 給食実施回数

- (1) 小学校・中学校は191回とする。
ただし、小学6年生は189回、中学3年生は183回とする。
- (2) 幼稚園は185回とする。
ただし、3歳児は171回とする。
詳細については別紙1「令和6年度学校給食月別回数」による。

2 給食の提供時期

- (1) 小学校・中学校
第1学期 4月11日（木）から 7月18日（木）まで
第2学期 9月 2日（月）から12月23日（月）まで
第3学期 1月 9日（木）から 3月21日（金）まで
※ただし、小学6年生は3月18日（火）、中学3年生は3月11日（火）までとする。
※ただし、土日祝日及び県民の日は除く。
- (2) 幼稚園
第1学期 4月12日（金）から 7月18日（木）まで
※ただし、3歳児の第1学期の給食開始日は5月7日（火）とする。
第2学期 9月 3日（火）から12月23日（月）まで
第3学期 1月 9日（木）から 3月14日（金）まで
※ただし、土日祝日及び県民の日は除く。

3 給食費月額及び日割計算による給食費

- (1) 年間給食日数
別紙4「加須市立学校給食センターが行う給食の実施基準」の4 年間給食日数に基づく日数とする。

小学校・中学校	191日
幼稚園	185日

- (2) 給食費月額

別紙5「加須市立学校給食センター条例施行規則」第4条に基づき、各区分に応じ、次のとおり学校給食費の月額を定める。

(単位：円)

区 分	金 額
小学校 月額	3, 8 0 0
中学校 月額	4, 4 0 0
幼稚園 月額※1以外	3, 0 0 0
加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに該当する者※1	7 0 0

(3) 給食費の日割計算の特例

別紙5「加須市立学校給食センター条例施行規則」第6条に基づき、次のいずれかに該当するときは、日割で計算することができる。

- ① 児童、生徒等が死亡、転出、又は転入したとき
- ② 病気、事故その他の理由で給食を受けない日が引き続き7日を超えたとき

(4) 日割計算による給食費基準額

別紙5「加須市立学校給食センター条例施行規則」第7条に基づき、日割計算による給食費基準額は、給食費月額に11を乗じ、前頁の年間給食日数で除して得た額とする。

なお、日割計算の方法は別紙3「令和6年度学校給食費日割計算表」によるものとする。

(単位：円)

区 分	金 額
小学校 日割	2 1 9
中学校 日割	2 5 4
幼稚園 日割※2以外	1 7 9
幼稚園 日割※2	4 2

※2は、(2)※1の対象者の日割金額となります。

4 試食会等の1食あたりの給食費

(1) 給食費を納めている幼児・児童生徒の保護者の1食あたりの給食費

(単位：円)

区 分	金 額
小学校	2 1 9
中学校	2 5 4
幼稚園	1 7 9

(2) それ以外の方の1食あたりの給食費

(単位：円)

区 分	金 額
小学校	4 5 4
中学校	4 8 9
幼稚園	4 1 4

令和6年度 学校給食月別回数

	小学校・中学校			幼稚園		
	小・中学校	191回		幼稚園5歳児、4歳児	185回	
	小学6年生	189回		幼稚園3歳児	171回	
	中学3年生	183回				
	学期別回数	月	月別回数	学期別回数	月	月別回数
第1学期	67回	4月	13回	66回	4月	12回
○開始日						
小・中学校	4月11日(木)	5月	21回	3歳児	5月	21回
幼稚園	4月12日(金)			52回		
(5歳児、4歳児)						
幼稚園	5月7日(火)	6月	20回		6月	20回
(3歳児)						
○終了日	7月18日(木)	7月	13回		7月	13回
第2学期	76回	9月	19回	75回	9月	18回
○開始日						
小・中学校	9月2日(月)	10月	22回		10月	22回
幼稚園	9月3日(火)	11月	19回		11月	19回
○終了日	12月23日(月)	12月	16回		12月	16回
第3学期	48回	1月	16回	44回	1月	16回
○開始日	1月9日(木)	2月	18回		2月	18回
○終了日		※小6	46回			
小・中学校	3月21日(金)	※中3	40回		3月	10回
幼稚園	3月14日(金)					
小学6年生	3月18日(火)					
中学3年生	3月11日(火)					

学校給食費の日割の特例について

加須市教育委員会では、安全・安心でおいしい学校給食を幼児・児童生徒に提供し、豊かな心と健やかな体を育むことを目的に施設の運営に取り組んでいます。

給食を作るために必要な設備費・光熱費・人件費は、すべて市で負担しており、保護者の方から納めていただく給食費は、給食に必要な食材費に使用されています。

なお、給食費は原則月額制ですが、特例措置として日割の適用を設けています。

【給食費月額金額】

- 給食は毎月提供回数が異なるため（例えば令和6年6月は20回、7月は13回）、給食費は年間の給食月数や日数から算出して、1年間を通して定額を納めていただいています。

区分	幼稚園	小学校	中学校
金額	3,000円※1	3,800円	4,400円
	700円※2		

※1 加須市立学校給食センター条例施行規則第4条第1項第3号イに該当する者

※2 加須市立学校給食センター条例施行規則第4条第1項第3号アに該当する者

【給食費日割額】

- 日割の特例は、加須市立学校給食センター条例施行規則に基づき、該当する幼児・児童生徒に対し適用されます。

第7条 日割計算による給食費基準額は、第4条第1項各号の月額に11を乗じ、年間給食日数で除して得た額とする。

<日割の計算方法>

区分	月額
幼稚園	3,000円
	700円
小学校	3,800円
中学校	4,400円
年間給食提供月数	11ヶ月
年間給食日数	185日
	185日
	191日
	191日
日割額 (給食費基準額)	
179円	
42円	
219円	
254円	

(小数点以下切上げ)

第8条 日割計算による給食費の額は、給食費基準額に給食を受けた日数を乗じて得た額とする。
 2 前項の規定により算出した給食費が第4条第1項各号に定める給食費を超える場合は、同項各号に定める給食費を限度額とする。

<小学校の日割計算の例>

- 日割日数7日の場合…219円×7日=1,533円
- 日割日数18日の場合…219円×18日=3,942円→3,800円 ※月額は超えない

令和6年度 学校給食費日割計算表

日割計算表

教育実習生・非常勤職員・試食・死亡・転入・転出

病気・事故その他の理由で給食を受けない日が続く7日を超えた場合(8日以上) ※土・日は含まない

区分	小学校	中学校	幼稚園	
月額	3,800円	4,400円	3,000円	700円
給食回数	給食費納付額 1食当たり	給食費納付額 1食当たり	給食費納付額 1食当たり	
	219円	254円	179円	42円
1	219円	254円	179円	42円
2	438円	508円	358円	84円
3	657円	762円	537円	126円
4	876円	1,016円	716円	168円
5	1,095円	1,270円	895円	210円
6	1,314円	1,524円	1,074円	252円
7	1,533円	1,778円	1,253円	294円
8	1,752円	2,032円	1,432円	336円
9	1,971円	2,286円	1,611円	378円
10	2,190円	2,540円	1,790円	420円
11	2,409円	2,794円	1,969円	462円
12	2,628円	3,048円	2,148円	504円
13	2,847円	3,302円	2,327円	546円
14	3,066円	3,556円	2,506円	588円
15	3,285円	3,810円	2,685円	630円
16	3,504円	4,064円	2,864円	672円
17	3,723円	4,318円	3,000円	700円
18	3,800円	4,400円		

※小学校、中学校は、18日以上で、月額金額を超えるため、月額の適用となる。※幼稚園は、17日以上で、月額金額を超えるため、月額の適用となる。

加須市立学校給食センターが行う給食の実施基準

平成22年3月23日教育長決裁

加須市立学校給食センターは、年間を通じ、原則として週5回、授業日及び保育日の昼食時に実施する給食の始期と終期を、各学期それぞれ次のとおり定める。

1 第1学期

小・中学校にあつては、入学式・始業式後3授業日目から始まり、終業式前1授業日目まで実施するものとする。

幼稚園にあつては、はじまりの式後3保育日目から始まり、おわりの式前1保育日目まで実施するものとする。ただし、3歳児・4歳児にあつては、開始日を別に定めることができるものとする。

2 第2学期

小・中学校にあつては、9月1日から始まり、終業式前1授業日目まで実施するものとする。

幼稚園にあつては、はじまりの式後の翌保育日から始まり、おわりの式前1保育日目まで実施するものとする。

3 第3学期

小・中学校にあつては、始業式後の翌授業日から始まり、修了式前3授業日目まで実施するものとする。ただし、卒業する学年にあつては、卒業証書授与式前3授業日目までとする。

幼稚園にあつては、はじまりの式後の翌保育日から始まり、卒園式前3保育日目まで実施するものとする。

4 年間給食日数

加須市立学校給食センター条例施行規則（平成22年教育委員会規則第23号）第7条の「年間給食日数」は、給食実施回数とする。

5 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

1 この基準は、平成22年3月23日から適用する。

2 平成31年度における第2学期の給食の実施については、2項中「始業式後の翌授業日」とあるのは「平成31年9月2日」と、「小・中学校に準ずる」とあるのは「平成31年9月3日に始まり、おわりの式前1保育日目まで実施する」とする。

附則

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

ただし、平成22年度においては、経過措置により合併前の旧加須市、旧北川辺町、旧大利根町の学校給食センターが行う給食の実施基準を適用する。

附則（平成23年11月1日）（平成24年2月1日）

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

ただし、加須市立小学校及び中学校管理規則の改正があったときは改めるものとする。

附則（平成25年1月16日）

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成28年3月1日）

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附則（令和3年2月1日）

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

附則（令和5年12月25日）

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

○加須市立学校給食センター条例施行規則

平成22年3月23日

教委規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市立学校給食センター条例（平成22年加須市条例第83号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給食の対象校)

第2条 加須市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の対象校は、別表のとおりとする。

(給食実施回数)

第3条 給食センターの行う給食は、年間を通じ、原則として週5回を授業日及び保育日の昼食時に実施するものとする。

(学校給食費)

第4条 条例第4条の学校給食費（以下「給食費」という。）の月額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 小学校児童 3,800円

(2) 中学校生徒 4,400円

(3) 幼稚園幼児 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年加須市条例第29号）第13条第4項第3号ア又はイに該当する者 700円

イ ア以外の者 3,000円

(4) 教職員 次のアからウまでに掲げる当該教職員が属する市立学校の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア 小学校 3,800円

イ 中学校 4,400円

ウ 幼稚園 前号イに定める額

(5) 給食センターに従事する者 3,800円

2 給食費は、災害その他特別の理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

(平成25教委規則14・全改、令和元教委規則1・令和2教委規則7・令和5教委規則1・一部改正)

(給食費の納入及び納期限)

第5条 教育委員会は、第12条第1項第4号に規定する納入通知書を当該教育機関の長に翌月10日までに発行する。ただし、3月分については、3月5日までに発行する。

2 当該教育機関の長は、前項の納入通知書により給食費を取りまとめ、当月末日までに市に納入する。

(平成24教委規則4・平成25教委規則14・一部改正)

(給食費の日割計算の特例)

第6条 給食費は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは日割で計算することができる。

(1) 第4条第1項各号に掲げる者が死亡し、転出し、又は転入したとき。

(2) 病気、事故その他の理由で給食を受けない日が引き続き7日を超えたとき。

(平成25教委規則14・令和2教委規則7・一部改正)

(日割計算による給食費基準額)

第7条 日割計算による給食費基準額は、第4条第1項各号の月額に11を乗じ、年間給食日数で除して得た額とする。

(平成25教委規則14・令和2教委規則7・一部改正)

(日割計算による給食費)

第8条 日割計算による給食費の額は、給食費基準額に給食を受けた日数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した給食費が第4条第1項各号に定める給食費を超える場合は、同項各号に定める給食費を限度額とする。

(令和2教委規則7・一部改正)

(給食費の返戻)

第9条 教育機関の長は、日割計算等により給食費の返戻が生じたときは、理由を付し、計算書を添えて教育委員会に請求するものとする。

(平成25教委規則14・全改)

(職務)

第10条 所長は、上司の命を受け、給食センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長が不在のときは、あらかじめ定めた職員がその事務を代決することができる。

3 前項の規定により代決した事項については、上司の帰庁後直ちに報告しなければならない。

(平成25教委規則14・一部改正)

(業務)

第11条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 給食計画に関すること。
- (2) 給食施設に関すること。
- (3) 給食費に関すること。
- (4) 給食材料の購入及び出納に関すること。
- (5) 市立学校との連絡に関すること。
- (6) 市場調査に関すること。
- (7) 給食センターの庶務に関すること。
- (8) 献立に関すること。
- (9) 調理に関すること。
- (10) 給食材料の検収に関すること。
- (11) 保管食品の管理に関すること。
- (12) 食品栄養の研究に関すること。
- (13) 衛生管理に関すること。

- (14) 調理機械器具の点検及び手入れに関すること。
- (15) 給食用品の輸送に関すること。
- (16) 自動車の整備、点検及び運行日誌に関すること。
- (17) ボイラーの操作及び管理に関すること。
- (18) 各種機械の保守管理に関すること。

(平成25教委規則14・一部改正)

(帳票等)

第12条 給食センターにおいて使用する帳票は、次のとおりとする。

- (1) 調理指示書(様式第1号)
- (2) 発注書(様式第2号)
- (3) 学校給食用物資売買契約書(様式第3号)
- (4) 学校給食費納入通知書兼領収書(様式第4号)

2 教育機関において使用する帳票は、月分行事予定表(様式第5号)とする。

(平成24教委規則4・平成25教委規則14・一部改正)

(準用)

第13条 この規則に定めるもののほか、給食センターの処務については、加須市教育委員会事務局の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加須市立学校給食センター設置及び管理に関する条例施行規則(昭和46年加須市教育委員会規則第2号)、北川辺町学校給食センター設置及び管理条例施行規則(昭和44年4月1日施行)又は大利根町学校給食センター管理に関する規則(昭和52年大利根町教育委員会規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(加須鴻巣学校給食センター組合の解散に伴う経過措置)

- 3 加須鴻巣学校給食センター組合の解散の日までにおいて、解散前の加須鴻巣学校給食センター組合加須鴻巣学校給食センター管理に関する規則（昭和61年騎西川里学校給食センター組合規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（平成25教委規則11・追加）

附 則（平成23年教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の加須市立学校給食センター条例施行規則の規定は、平成24年度以後の学校給食費について適用し、平成23年度分までの学校給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から平成25年8月31日までの間における改正後の第4条に規定する学校給食費の額の適用については、同条第3号ア中「3,800円」とあるのは「3,650円」と、同号イ中「4,400円」とあるのは「4,250円」とする。

附 則（平成24年教委規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の加須市立学校給食センター条例施行規則の規定は、平成24年度以後の学校給食費について適用し、平成23年度分までの学校給食費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年教委規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第4条第2号の規定は、この規則の施行の日以後の学校給食費に

ついて適用し、平成24年度分までの学校給食費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年教委規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、第5条から第7条まで及び第9条から第12条までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の加須市立学校給食センター条例施行規則の規定は、平成25年9月分以後の学校給食費について適用し、平成25年7月分までの学校給食費については、なお従前の例による。

附 則（令和元年教委規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の加須市立学校給食センター条例施行規則の規定は、令和元年10月分以後の学校給食費について適用し、令和元年9月分までの学校給食費については、なお従前の例による。

附 則（令和2年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年教委規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の加須市立学校給食センター条例施行規則の規定は、令和5年9月分以後の学校給食費について適用し、令和5年8月分までの学校給食費については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

（令和5教委規則1・全改）

名称	対象校
加須学校給食センター	加須幼稚園、不動岡幼稚園、三俣幼稚園、大桑幼稚園、花崎北幼稚園、樋遣川幼稚園、大越幼稚園、北川辺幼稚園、加須小学校、加須南小学校、不動岡小学校、三俣小学校、大桑小学校、花崎北小学校、樋遣川小学校、大越小学校、北川辺西小学校、北川辺東小学校、大利根東小学校、原道小学校、元和小学校、豊野小学校、昭和中学校、加須東中学校、加須平成中学校、加須北中学校、北川辺中学校、大利根中学校
騎西学校給食センター	礼羽幼稚園、水深幼稚園、志多見幼稚園、騎西中央幼稚園、騎西南幼稚園、礼羽小学校、水深小学校、志多見小学校、騎西小学校、田ヶ谷小学校、種足小学校、鴻荃小学校、高柳小学校、加須西中学校、騎西中学校



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

学校給食の質・量・給食費の維持

1 事業名

- ①給食センター管理運営事業
- ②地産地消推進事業

2 補正予算の内容

市内公立幼稚園・小中学校における学校給食費の保護者負担を増やすことなく、引き続き質（栄養バランス）や量を確保した学校給食を提供するため、賄材料費の予算を増額します。また、地場産野菜等の地産地消を目的として、安全で安心な地場産野菜等の購入費への支援を実施します。

3 補正の理由

食料品等の物価高騰により食材価格への影響が出ている中、市内公立幼稚園・小中学校において保護者負担となる学校給食費に転嫁することなく、質（栄養バランス）や量を確保した学校給食を維持するとともに、より多くの安全・安心な地場産野菜等を学校給食に活用するため、賄材料費及び地場産野菜等の購入支援に必要な経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

区分	R5 当初		R5 年度末		補正予算額 B - A
	予算額 A	消費者物価指数 上昇率※1	決算見込額 B	消費者物価指数 上昇率※2	
賄材料費	428,980 千円	4.1%	467,860 千円	13.4%	38,880 千円
①物価高騰 特別支援分※3	16,871 千円		55,140 千円		38,269 千円
②地場産野菜 購入費支援分※3	6,870 千円		7,481 千円		611 千円

○消費者物価指数（全国・食料）上昇率

※1 R5 当初予算の積算における上昇率 4.1%（R3.9 から R4.9）

※2 R5 年度末決算見込額の積算における上昇率 13.4%（R3.9 から R5.9）
（R5.10.20 時点）

※3 支援分の積算方法は、①、②ともに R3 の実績値に消費者物価指数の上昇率を乗じ、決算見込額から当初予算分を引いたもの。

①の実績値（1食単価×食数）

②の実績値（地場産野菜購入実績）

5 補正予算額 ① 38,269 千円

② 611 千円



給食を喫食していない児童・生徒の保護者への 臨時の生活支援を実施

1 事業名

給食を喫食していない児童・生徒の保護者へのちよこっとおたすけ絆サポート券配布事業

2 補正予算の理由・内容

物価高騰の影響を受けている保護者に対し、令和5年度中の5箇月分の学校給食費一時免除を実施しています。これは市立小・中学校で給食を喫食している児童・生徒の保護者のみを対象としています。

今回、学校給食センターから提供される給食を喫食しなかった児童・生徒(下表、対象児童・生徒参照)の保護者に対し、臨時の生活支援を行うとともに地域経済の活性化を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、児童・生徒一人につき1万円分の「ちよこっとおたすけ絆サポート券」を配布します。

対象児童・生徒	令和5年12月1日現在、本市に住民登録されている児童・生徒 (平成20年4月2日～平成29年4月1日生まれ) ※令和5年7月1日から令和5年12月31日までの5箇月間(8月を除く)において、給食を喫食していない児童・生徒 ※市立小・中学校給食費一時免除の対象となる児童・生徒を除く 【対象児童・生徒の例】 ・私立小・中学校、県立特別支援学校等に通う児童・生徒 ・アレルギーにより給食を喫食できない児童・生徒 など
配布物	対象児童・生徒一人につき「ちよこっとおたすけ絆サポート券」1万円分
配布方法	簡易書留により、令和6年2月下旬から順次郵送予定 (郵便局と調整中)
利用可能期間	令和6年3月1日(金)から令和6年8月31日(土)まで
利用可能店	絆サポート券取扱店(市内734店：令和5年10月末現在、随時募集)

3 補正予算の積算

○対象見込み人数：300人

区分	内容	補正予算額
事業費	○交付金 3,000千円 (絆サポート券5,000円×600冊)	3,967千円
	○補助金 811千円 (券印刷、換金等の事務経費として 商工会へ)	
	○郵送料 156千円 (簡易書留444円×300通、 簡易書留444円×50通(再送))	

4 補正予算額 3,967千円

〔特定財源〕国：2,452千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

5 特記事項

事業完了までに一定期間を要し、年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。

【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

騎西学校給食センターの調理室等に空調設備を設置 及び照明設備のLED化

1 事業名

給食センター管理運営事業

2 補正予算の内容

酷暑対策として、調理員の労働環境を改善するため、騎西学校給食センターの調理室、洗浄室及び下処理室に空調設備を設置し、併せて照明設備をLED化及び受変電設備の改修を行います。

3 補正の理由

学校給食センターの再編を行い、令和5年8月末に北川辺学校給食センターを廃止し、加須と騎西学校給食センターの2センター体制としました。

騎西学校給食センターは建築後37年が経過しており、調理室等に空調設備が設置されておらず、夏場はスポットクーラーと扇風機を使用して調理をしている状況であることから、調理員の労働環境を改善するため、令和5年度当初予算に空調設備他改修工事の設計委託料を計上し、工事設計を行いました。

設計が概ね完了したことから、令和6年度の夏休み期間中に空調設備を設置するほか、照明設備をLED化し、併せて受変電設備の改修を行うため、必要な経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

	内容	補正予算額
工事請負費	空調設備設置	58,927千円
	照明設備改修(LED化)	8,837千円
	受変電設備改修	15,506千円
	計	83,270千円

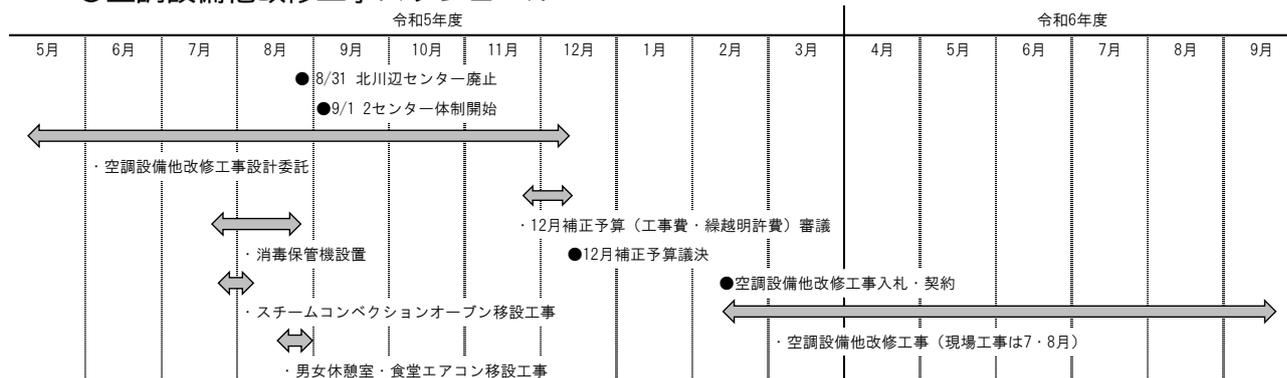
5 補正予算額 83,270千円

〔特定財源〕国：3,144千円 学校施設環境改善交付金(1/3)

6 特記事項

○年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。

○空調設備他改修工事スケジュール





【①公共施設の緊急安全対策】

緊急安全点検に基づく公共施設の修繕等の実施

1 事業名

- | | | |
|-------------------|--------------|---------------|
| ①コミュニティセンター管理運営事業 | ⑦公立保育所管理運営事業 | ⑫中学校施設整備事業 |
| ②コミュニティセンター整備事業 | ⑧公立保育所施設整備事業 | ⑬公立幼稚園管理運営事業 |
| ③あけぼの園管理運営事業 | ⑨小学校管理運営事業 | ⑭集会所管理運営事業 |
| ④子どもの居場所づくり事業 | ⑩小学校施設整備事業 | ⑮スポーツ施設管理運営事業 |
| ⑤公立放課後児童健全育成事業 | ⑪中学校管理運営事業 | ⑯給食センター管理運営事業 |
| ⑥民間放課後児童健全育成事業 | | |

2 補正予算の内容

市民等の安全確保のために実施した、公共施設の緊急安全点検（令和5年8月）の結果を踏まえ、安全対策等が必要な施設の修繕等を実施します。

3 補正の理由

近隣自治体の外壁落下等の事故及び令和5年7月に発生した突風等による被害を踏まえ、市民等に危険を及ぼす恐れがないか、通常の安全点検に加え、施設管理者による公共施設の緊急点検を行った結果、安全確保等のために対策が必要な16事業、42施設、51箇所の修繕等を実施します。（施設数は事業間の重複施設を除く）

*点検対象施設：加須市公共施設等総合管理計画（試案）改訂版掲載施設（現存施設）385施設のうち、調整池等を除く、建築物を有する296施設

4 補正予算の積算

	事業名	施設	主な実施内容	補正予算額
1	コミュニティセンター管理運営事業	花崎コミュニティセンターほか7施設	児童室天窗ガラス交換修繕	2,475千円
2	コミュニティセンター整備事業	志多見コミュニティセンターほか2施設	屋上防水保護材部分補修工事	2,965千円
3	あけぼの園管理運営事業	障がい福祉サービス事業所あけぼの園	危険樹木伐採	500千円
4	子どもの居場所づくり事業	加須児童館ほか1施設	外部鉄骨階段塗装・補強修繕	931千円
5	公立放課後児童健全育成事業	不動岡小放課後児童健全育成室ほか2施設	雨漏り修繕工事	2,529千円
6	民間放課後児童健全育成事業	高柳小放課後児童健全育成室	雨漏り修繕工事	2,946千円
7	公立保育所管理運営事業	わらべ保育園ほか2施設	風見鶏撤去工事	1,853千円
8	公立保育所施設整備事業	わらべ保育園ほか1施設	テラスデッキ改修工事	38,830千円
9	小学校管理運営事業	大利根東小学校ほか2施設	危険樹木剪定	451千円
10	小学校施設整備事業	原道小学校ほか7施設	体育館屋根改修工事	63,239千円
11	中学校管理運営事業	加須北中学校	危険樹木伐採	3,795千円
12	中学校施設整備事業	昭和中学校ほか1施設	危険樹木伐採（フェンス化工事）	7,692千円
13	公立幼稚園管理運営事業	花崎北幼稚園ほか3施設	非常階段塗装改修工事	3,689千円
14	集会所管理運営事業	阿良川集会所	雨漏り修繕工事	880千円
15	スポーツ施設管理運営事業	加須市民体育館	エントランス修繕工事	12,650千円
16	給食センター管理運営事業	加須学校給食センター	屋根防水改修工事	19,730千円

5 補正予算額 165,155千円

学校給食試食会実施要領

(平成28年8月24日 教育長決裁)

1 目的

園児、児童及び生徒の心身の健全な発達を促す学校給食の内容等について、広く市民の理解を得るとともに、市民の意見を学校給食センターの運営に生かし、改善等を図ることを目的とする。

2 対象者

原則として、市内に在住・在勤の者とする。

3 実施場所

加須市立加須・騎西学校給食センター及び加須市立幼稚園・小学校・中学校とする。

4 人数

次の実施場所における実施人数は、会場及び配送等の都合により、原則次のとおりとする。ただし、幼稚園・小学校・中学校で実施する試食会で、学校行事等により園児・児童・生徒の給食提供数が減になる場合は、その減になる数を上限とし、加えることができる。

- (1) 加須学校給食センター 40人以内
- (2) 騎西学校給食センター 20人以内
- (3) 幼稚園・小学校・中学校 40人以内

5 費用

保護者は、学校給食費の日割り計算により算出された1食あたりの金額とする。ただし、保護者以外の者が試食した場合は、学校給食費の日割り計算により算出された1食当たりの金額と光熱水費等を合わせた金額とする。

6 申込等

(1) 申込方法

別紙様式により、教育委員会教育長あて申し込むものとする。

(2) 申込期日

原則、試食会実施日の前月の1日までとする。

(3) 人数変更等

人数の変更依頼については、原則次のとおりとする。

- ア 9人以内 試食会実施日の前々日まで
- イ 10人以上 試食会実施日の2週間前まで

7 配膳・片付け等

試食をする者が行うものとする。なお、給食の持ち帰りはできないものとする。

8 感想・意見等

保護者は、試食会后、給食の感想・意見等「学校給食に関するアンケート」を学校教育課へ提出するものとする。なお、保護者以外の者は提出不要とする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、試食会実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

10 附則

この要領は、平成28年8月24日から施行する。

附則 (令和5年12月25日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。